

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 1 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 8 年 7 月 21 日

### 佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

|         |  |           |    |
|---------|--|-----------|----|
| 議事録署名委員 |  | 柳 原 悟     | 委員 |
|         |  | 青 野 英 一 郎 | 委員 |

## 第 1 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 8 年 7 月 21 日 午後 1 時 00 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町町民センター 第 3 研修室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 青野 英一郎

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕

佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明

### 5. 出席委員

| 番号 | 氏 名   | 番号 | 氏 名    |
|----|-------|----|--------|
| 1  | 石田 琢也 | 9  | 柳原 悟   |
| 2  | 田中 裕二 | 10 | 藤澤 公彦  |
| 3  | 渡部 洋  | 11 | 田村 通啓  |
| 4  | 山内 秀仁 | 12 | 木村 博   |
| 5  | 阿部 隆文 | 13 | 齊藤 隆幸  |
| 6  | 齊藤 将平 | 14 | 平戸 光宏  |
| 7  | 十亀 正  | 15 | 青野 誠   |
| 8  | 荒田由紀野 | 16 | 青野 英一郎 |

### 6. 欠席委員

| 番号 | 氏 名 | 番号 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|
|    |     |    |     |
|    |     |    |     |
|    |     |    |     |
|    |     |    |     |
|    |     |    |     |

### 7. 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 議 案第 1 号  | 会長の互選について                       |
| 議 案第 2 号  | 会長職務代理者の互選について                  |
| 議 案第 3 号  | 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について   |
| 議 案第 4 号  | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について          |
| 協議事項第 1 号 | 部会の設置について                       |
| 協議事項第 2 号 | 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について |

|           |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 長   | <p>只今から、第 1 回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は、16 名中 14 名で、総会は成立しております。</p> <p>会議を進めるにあたり、臨時議長の選任を行います。</p> <p>慣例により、地方自治法第 107 条の規定に準じ、年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか？</p>                                                                  |
| 各 委 員     | <p>———異議なし———</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 事 務 局 長   | <p>それでは、本日出席委員の年長委員であります青野誠委員をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                |
| 臨 時 議 長   | <p>青野です。よろしくお願いいたします。</p> <p>これより、第 1 回農業委員会総会の議事に入ります。仮議席の指定を行います。議席は、正規の議席が決定するまで、ただいま座っている席を議席と指定します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。署名委員は、1 番 柳原委員、2 番 青野英一郎委員を指名いたします。</p> <p>それでは議案に入ります。議案第 1 号「会長の互選について」</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 長   | <p>議案第 1 号の臨時議長名が空欄となっていますので、青野誠委員の記入をお願いします。</p> <p>議案第 1 号 会長の互選について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により会長の互選を行うものとする。</p> <p>会長の互選につきましては、慣例により事務局案による選考委員 5 名により、会長、会長職務代理者を選考いただく方法を提案いたします。</p>                                      |
| 臨 時 議 長   | <p>事務局からの説明が終わりました。事務局提案に決定してよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                |
| 各 委 員     | <p>———異議なし———</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 臨 時 議 長   | <p>それでは、事務局より選考委員案を発表してください。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 事 務 局     | <p>選考委員案を発表します。</p> <p>選考委員は、青野英一郎委員、十亀委員、田村委員、荒田委員、田中委員を指名します。</p>                                                                                                                                                                        |
| 臨 時 議 長   | <p>只今、事務局から選考委員の発表がありましたが、決定してよろしいでしょうか。</p> <p>選考委員に、青野英一郎委員、十亀委員、田村委員、荒田委員、田中委員を指名します。</p> <p>しばらく休憩いたします。別室で協議願います。</p> <p>～休憩～</p>                                                                                                     |
| 臨 時 議 長   | <p>それでは、会議を再開します。選考委員長から会長名を発表願います。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 選 考 委 員 長 | <p>報告します。</p> <p>協議した結果、会長は、私（青野英一郎）がすることになりました。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 臨 時 議 長   | <p>会長に青野英一郎委員と報告がありました。そのように決定してよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                             |
| 各 委 員     | <p>———異議なし———</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 臨 時 議 長   | <p>議案第 1 号につきましては、決定いたします。</p> <p>会長が決定となりましたので、臨時議長退任させていただきます。議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。</p>                                                                                                                                        |
| 議 事 務 局   | <p>議案第 2 号 会長職務代理者の互選について。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号以降会長名が空欄となっておりますので、新会長名を各自記入願います。</p> <p>議案第 2 号 会長職務代理者の互選について</p> <p>農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により会長職務代理者の互選を行うものとする。</p>                                                            |
| 議 長       | <p>先ほどの選考委員会の協議で、会長職務代理者については青野誠委員と決定致しております。</p> <p>会長職務代理者は青野誠委員に決定してよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                      |

|                                 |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議<br>各<br>議                     | 長<br>委<br>員<br>長 | ———異議なし———                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事<br>務<br>局<br>長                |                  | <p>議案第２号につきましては、会長職務代理者は青野誠委員と決定します。<br/>会長、職務代理者が決定しましたので、議席の決定を行います。事務局より発言があります。</p> <p>議席については、佐呂間町農業委員会会議規則第７条によりくじで定めることとなっています。本抽選のみで決定したいと思いますですがよろしいでしょうか？<br/>これより抽選棒を持って回りますので、順次お引き願います。なお、会長及び職務代理者の席につきましては、会議進行の都合により、会長は議長席、職務代理者は１５番と決めさせていただき、１番から１４番のくじを引いていただきます。<br/>～くじ引き～<br/>皆さん座席番号を確認し、名札と書類を持って移動願います。本日から３年間の議席となります。</p>                                                                                                                                                                          |
| 議                               | 長                | 議案第３号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について<br>このことについて、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事<br>務<br>局                     |                  | <p>議案第３号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について<br/>北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第８の（７）の規定によるあっせん委員を下記のとおり指名する。<br/>あっせん委員は北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第８の（７）の規定により、農業委員会の指名する委員となっております。<br/>要領では、あっせんの申し出があるごとに、あっせん委員を指名することとなっておりますが、本町では事前に地区ごとに担当を決める方式をとっております。また、地区内のあっせんであっても委員自身が関わる案件の場合には、他の委員が代われるよう、３名の委員を指名しています。その業務としては、農地等を取得する者の資格要件の確認、価格の調整、結果の記録と報告となります。<br/>過去の経緯についてお話しすると、それぞれ地元の委員さんを主として、さらにその地区の近隣の委員さんが補佐するということで、担当地区を決めていた経緯がございます。<br/>決めて頂く際のたたき台として事前に事務局案を提示させて頂き、これを元に地区別あっせん委員を決めて頂くことでよろしいか、お諮りします。<br/>以上です。</p> |
| 議                               | 長                | 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br>事務局案を提示いただくことでよろしいでしょうか。<br>～事務局案配布～<br>何かご意見等がありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 阿<br>部<br>委<br>員<br>事<br>務<br>局 |                  | <p>あっせんとはどんなことですか。<br/>農地の売買・賃貸借に関して双方の間に入り交渉することです。詳しいことは、総会後に説明会を開催します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議<br>各<br>議                     | 長<br>委<br>員<br>長 | <p>ほかなければ、別紙のとおり決定してよろしいでしょうか。<br/>———異議なし———</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事<br>務<br>局                     |                  | <p>議案第３号は別紙のとおり決定いたします。<br/>議案第４号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について<br/>このことについて、事務局の説明を求めます。<br/>議案第４号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について<br/>農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令により適正に農地制度を運用するため別紙のとおり決議する。<br/>この決議については、以前に、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されるなど、農地法違反等に関する不祥事が相次いだことから「全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたことを受け、全国各農業委員会で決議することとなったものです。</p>                                                                                                                                                                                       |

|   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | <p>決議文について別紙で配布していますので、ご覧ください。読み上げます。<br/>～決議文読み上げ～<br/>以上です。<br/>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br/>何か質問等はありませんでしょうか。なければ、原案どおり決議することとしてよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 各 | 委 | ———異議なし———                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 | 員 | 議案第４号は別紙のとおり決議いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 各 | 長 | <p>協議事項第１号 部会の設置について<br/>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 | 務 | <p>協議事項第１号 部会の設置について<br/>農業委員会等に関する法律第１６条の規定による部会の設置について協議願います。<br/>これまでの経過について説明いたします。平成１７年以前は部会を設置しておりましたが、部会で審議した経過がなく、毎月の総会において全員で協議することで支障がないことから、平成１７年以降は部会を設置していません。つきましては、今後についても部会を設置せず、全ての決議を総会で行なうこととしてよろしいかご協議願います。</p>                                                                                                                      |
| 議 | 長 | <p>以上です。<br/>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br/>何か質問・ご意見等はありませんでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 青 | 野 | 平成１７年以前はどんな部会がありましたか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事 | 務 | 農政部会、農地部会です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 局 | 長 | ほかになれば、部会は設置しないこととしてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 | 委 | ———異議なし———                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 各 | 員 | 協議事項第１号について、部会は設置しないことといたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 | 長 | <p>協議事項第２号 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について<br/>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事 | 務 | <p>協議事項第２号 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について<br/>佐呂間町長より、農業経営基盤強化促進法第６条第１項の規定により、農業経営基盤強化促進基本構想を変更するため、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定により、意見を求められたので、協議願います。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 局 |   | <p>この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づくもので、今後の農業のあり方について、その育成すべき経営体の経営目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤を強化するために策定しています。<br/>今回の改定については、改正農業経営基盤強化促進法が施行され、道の基本方針に令和８年３月に改訂公表されたことから、それに合わせて改訂したもので、指標の数値等では目標年間農業所得が前回５００万円だったものが、道の基本方針と同額の５２０万円に変更しています。<br/>資料については事前に送付していますので、ご確認いただいていることとは思いますが、意見等がありましたらご協議願います。</p> |
| 議 | 長 | <p>以上です。<br/>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br/>何か質問・ご意見等はありませんでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 青 | 野 | <p>Ｐ６の第２ 効率的かつ安定的な農業経営の指標、営農類型の畑作、農業所得、分類でかぼちゃの所得が低いのではと思います。これを意見として回答してはと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 英 | 委 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 員 |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|             |             |                                                                                                                                                                                               |
|-------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議<br>各<br>議 | 委<br>員<br>長 | なければ、意見として、P 6 のかぼちゃの農業所得が低いのではと付することとしてよろしいでしょうか。<br>———異議なし———<br>協議事項第 2 号について、意見として、P 6 のかぼちゃの農業所得が低いのではと付することといたします。<br>その他、各委員さんの方から何かありませんか。<br>———ありません———<br>なければ第 1 回農業委員会総会を終わります。 |
| 各<br>議      | 委<br>員<br>長 |                                                                                                                                                                                               |